

令和7年度

上尾市立平方北小学校いじめ防止基本方針



目 次

はじめに

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの基本認識

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

- (1) 設置目的
- (2) 組織の構成員
- (3) 活動内容
- (4) 関係機関との連携

3 いじめの防止

- (1) 教師の言動・姿勢
- (2) いじめを許さない学級づくり
- (3) わかる授業づくり
- (4) 道德教育の推進
- (5) 児童によるいじめ防止の取組
- (6) ネットいじめへの対応

4 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめの早期発見
- (2) いじめの早期対応
- (3) 重大事態への対応

はじめに

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない安心・安全な学校生活」を送ることができるよう、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、教師が気付くための手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、関係機関・専門機関と協力し、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が連携し、事後指導にあたる。

上尾市立平方北小学校いじめ防止基本方針（以下「平方北小学校基本方針」という。）は、これらのポイントを更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立平方北小学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任、当該児童の担任、学校医等

(3) 活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

役割

【早期発見・事案対応】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

（４）関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

イ 教育委員会との連携

ウ 警察等との連携

３ いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償請求が発生し得ること。

等について、事例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組

織的に行う。

児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決を図られるようにするために、教師一人一人が日常の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識をもつ

本来、いじめかいじめでないかは、人によって感じ方、とらえ方が様々であり、判断が非常に難しい。しかし、大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、適切に対応することである。「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」「この子にとってはいじめかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめの問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき早期に対応することが最大のポイントである。教師は、児童の毎日の様子を観察し、児童が発する「小さなサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）」を見逃さず、発見することが必要となる。いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、児童一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。気づき、すぐに反応することが、被害者を救い、周囲の児童にその行為は許されないことなのだと思わせることにつながる。小さなうちに対応しているからこそ、大きな問題になる前に止めることができる。教師が瞬時に対応できるためにも、普段から感覚をとぎすませていなければならない。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。「毅然として、かつ誠意のある態度」で相談しやすい「開かれた先生」になることが予防につながる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで留めおかない。

学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の3点について取り組む。

ア 心理的安全性のある学級づくり

- 教師自身が明るく前向きに生活し、笑顔のあふれる明るい雰囲気をつくる。
- 教師と児童、児童同士のよりよい人間関係づくりに努め、互いに個性や長所を認め、一人一人が互いに支え合える雰囲気をつくる。
- 教師は不正に対して毅然とした態度で臨み、正義が通用する雰囲気をつくる。
- 一人一人が安心して生活できる集団生活のルールを確立する。

イ 児童が主体的に活動する学級づくり

- 児童の興味・関心や能力に合った活躍の場を用意して、一人一人に自己有用感をもたせる。
- 学級活動の時間などで学級の諸問題を話し合わせ、自分たちで解決する機会を与える。
- 児童が主体的に運営する学級の取組を通して、成就感・満足感をもたせる。

ウ 社会性を育てる学級づくり

- 児童の生活の様子について、日ごろから学年会等を通して共通理解を図るようにする。
- 問題を自分の学級だけに留めておこうとせず、周囲の教師に積極的に、報告・連絡・相談をする。
- 得られた情報の活用（いつ、どこで、どのように）や出所の秘密保持について十分に注意する。

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

ア 一人一人が生かされ、集団で高め合う授業づくり

- 誤答こそ大切にする。
- 発言に対して冷やかしの言葉などがあれば、その場で注意する。
- 児童が体験的、問題解決的な活動に取り組める教材の開発や単元の構成を工夫する。
- 仲間で協力して調べたり、自由に表現したりする場面を取り入れる。
- 他の発言や意見を尊重し、よさを見付け、温かく受け止める態度を養う。
- イ 実践的な研修の上に立った授業づくり
 - この授業（単元）での学習内容・価値をどのように解釈し、子供たちにどう学ばせていくのかについて、全教師が共通理解する。
 - 質の高い授業づくりのため、教師自身の授業力を見つめ直す。
 - 授業の中で子どもたち一人一人をどう生かすかという視点を学び、慣れと経験だけによる授業になっていないか、常に改善の意識をもつ。

（４）道徳教育の推進

「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」を活用し、いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

ア いじめの子を出さない道徳教育

- 「寛容な心」の学習から、自分と異なる立場の人を受け入れることができる大切さを学ぶ。

イ 見て見ぬふりをさせない道徳教育

- 「勇気」や「思いやりの心」を身に付け、困っている人に対して進んで手をさしのべることができるようにする。

ウ いじめられる子を出さない道徳教育

- 「生命尊重」の学習から、生命について考え、自他の生命を尊重し、それぞれの親から受け継いだ生命を互いに大切にしようとする態度を育てる。

（５）児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

ア 上尾市いじめ防止サミットの宣言の活用

- 大石南中学校区の宣言「相手の立場になって、思ったことをしっかり伝えます。」を昇降口、教室に掲示し、楽しい学級、学校づくりのための支援をする。

イ 大石南中学校区の取組の実施

- 学区の生徒会・児童会が中心となって行っている「みんなのいじめゼロ宣言」「いいとこ見つけ」を行い、楽しい学級、学校づくりのための支援をする。

（６）ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

保護者会等での保護者への啓発、警察他専門機関から講師を招いての講演会を実施す

る。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」の「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任等に相談する。

イ 児童及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

○ 学校の生活アンケート（児童対象）を毎月実施する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「Ⅰ いじめ防止対策編」も活用する。

(2) いじめの早期対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を考慮し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たる判断とした場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側に傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。



イ いじめの児童への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた児童へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することが絶対にないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周囲ではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 傍観者または見て見ぬふりをする児童への対応

傍観や見て見ぬふりをすることは、いじめ行為への加担と同じであることを指導する。いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含めて注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がい

じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 重大事態への対応

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の14ページに規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生への報告

○重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

○第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

○いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

○事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

○調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。

○得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

○いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

○調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。